

修司先生の

司法書士

まちかど法律相談センター



修司先生

あす綜合法務事務所(秩父市熊木町)
司法書士・行政書士、澤井修司さんに
紙面上で法律相談センターを開設して
いただけることになりました。

先生： ケンジくん家の相続は「遺言書がない場合の相続」だったね。
その場合、法定相続が生じ、相続財産を分ける遺産分割をすると説明したね。
まずは、法定相続を知ろう。

ケンジ： 法廷相続？法廷って裁判所のことでしょ？裁判になってしまうの？

先生： 違うよ。法律の定めに従った相続のことさ。法律には、誰が相続する権利があるのか、
そして相続する権利の割合が決められているんだ。相続する権利のある人を「法定相続人」、
法定相続人が相続できる権利の割合を「法定相続分」と言うんだ。

ケンジ： ウチでは誰がどのくらい権利があるの？

先生： 私の知ってるかぎり、おばあちゃんとお父さんが相続人になるね。
その場合の相続分は半分ずつだね。

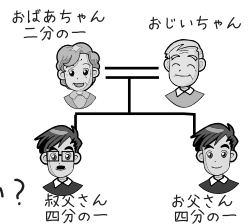
ケンジ： えっ？お母さんは？

先生： お母さんには、おじいちゃんの財産を相続する権利は無いんだよ。
お母さんはおじいちゃんの実の娘ではないでしょう？
だから法定相続人には該当しないんだ。ところでお父さんに兄弟はいるかい？

ケンジ： うん。叔父さんがいる。お父さんの弟だったはず。

先生： そうかい。では、相続人はおばあちゃん、お父さんそして叔父さんの3人だね。
相続分はおばあちゃんが半分、お父さんと叔父さんが残りの半분을それぞれ分けて、
4分の1ずつとなるね。

法定相続人と法定相続分の表を作ったから参考にしてみてね。



相続人	相続分	相続人	相続分
配偶者	2分の1	第1順位 子(孫・ひ孫)	2分の1 (人数分に分ける)
	3分の2	第2順位 父母(祖父母)	3分の1 (人数分に分ける)
	4分の3	第3順位 兄弟姉妹(甥・姪)	4分の1 (人数分に分ける)

法律は、亡くなった人の配偶者は必ず相続人になると定めています。配偶者以外の近親者については、
表の通り相続人となる順位を定めています。先順位者がいる場合、後順位者は相続人になれません。
相続分は、誰が相続人になるかによって割合が変わりますので注意してください。

まとめ

- ・法定相続とは、法律の定めに従って行う相続のことです。
- ・相続する権利のある人を「法定相続人」、相続する権利の割合を「法定相続分」と呼びます。
- ・法定相続人が、配偶者と子の場合、亡くなった人の配偶者は、半분을相続する権利があり、
その子供が残りの半분을分けることになります。
- ・子供の配偶者(義理の子供)には、法定相続権はありません。